

かで実践されている“共生”が施設内での共生から地域社会の中での共生への道を歩んでいっているか否か、模索しつつもなかなか手が出ない段階なののか、そこまで考えているのかいないのかであり、周辺の特別養護老人ホームや既存の福祉実践にどのように位置づけられているか。行政や社会福祉協議会の地域福祉計画などへの影響や住民の問題意識などについて話を聞き、資料収集するということであった。

実際に共生ケア実践施設を訪ねて実感できたことは、その場においては重度障がい者がリクリーニング式の車いすで高齢者や子どもたちと決して広くはない部屋で過ごしていたり、楽しげに幼児と過ごす高齢者の姿はあった。まさに“共生”そのものがそこには存在していた。しかし、職員の数は多くはなくその場でのケアで他には余裕は感じられなかった。日常的に近隣地域や周辺に存在する福祉施設や機関に働き掛けるのは物理的に簡単なことではない。そこで実践を知った他の施設や機関、行政が“共生ケア”的実践に学び自らの事業活動に取り入れ、一定の広がりや行政圏域での住民連帯としての“共生”に発展させていくといった意識的取り組みには至っているとはとてもいえない段階であった。そのなかで、医療機関が中心となって医療法人を発展させ、10年前に社会福祉法人の設立と特別養護老人ホーム運営を始めた機関が、医療と福祉の連携で一定地域での協働を意識し活動展開を模索していることを知った。そして、そのなかに「しおんの家」という“共生ケア”施設を位置づけていた。ここからも

明らかなように“共生ケア”はひとつの施設内の共生から協働による地域社会での共生へと発展させていくことが地域福祉を考える際重要であると考える。

こうした一定の地域的広がりの中でさまざまな状態にある住民が“ともに生きる”共生の社会づくりへの模索は、一機関、一福祉施設のみの取り組みで成し遂げられるものでは決してない。主体者である地域と住民そして機関や福祉施設が協働で取り組んで行くことが肝要である。地域福祉がいわれている割には、こうした協働は必ずしも大きく展開されているとはいえない。しかし、小さな芽生えがないわけでもない。そのことは、「富山型共生ケア」を生み出した上述の富山市の一地域水橋地区で「住民参加の水橋まるごと福祉空間づくり」という福祉施設や医療機関の協働の取り組みを見ることができる他、富山県、滋賀県、長野県の福祉施策の中でも見えてきている。富山県の場合は「このゆびとーまれ」などからの要請に応えた補助体制づくりの枠から抜け出せていない感もあるが、滋賀県の「あったかほーむづくり事業」は“幅広い共生の街づくり”までめざしたものとなっているようだ。「富山型共生活動」にヒントを得、糸賀一雄等が切り開き、後継者たちが模索し続けた“この子らを世の光に！”の思想と併せてのものと考えられる。

2006年度研究という準備段階研究をひとつの土台に、さらに本研究「コミュニティワーク実践の理論的追求」へと進めていく上で学び考えさせていただいたことに感謝したい。

乳児院・児童養護施設における家族再統合への取り組みと 家庭支援専門相談員の役割の確立についての 調査及び働き方モデル作成研究報告

保育科 中 山 正 雄

家庭支援専門相談員（F S W）の職務の確立と、

そのことにより「子どもの最善の利益」が保障さ

れることを目指して、平成17年度（2005）より、FSWの現状及び働き方等についての意識調査を実施した。昨年度の第1次調査は、別紙報告書の通りである。今年度第2次調査を実施した。この調査では、多くの施設が平成16年度から17年度にかけてFSWを配置していることを考慮して、17年度の1年間の活動や実績について現状及び意見を聞いたものである。

第2次調査は、調査者の意図として、（1）FSWの配置が、子どもの家庭状況の把握や親子関係の改善に大きな前進をもたらしていることを明らかにし、「FSWの職務＝早期家庭復帰ではなく、子どもの最善の利益に立って親と子の最も適切な距離の確認と安定化である。」ことを主張するための結果を得ること。（2）施設のFSWと児童相談所の児童福祉司との関係はどうあるべきか。その連携による新しい取り組みが見られているかどうかを確認すること。施設の積極性に比して児相の姿勢に問題は無いのかを検討するための結果を得ること。（3）施設のFSWは、施設現場においてどのような位置に置き、子どもの生活や直接援助職員との連携はどのように行うべきか。そのことにより、専門職としてひとつの職たる確立が可能と考えられるかを検討するための結果を得ること。を考えて行った。

その結果、調査の回答は、この3つの意図が重要であることを示している。FSWの配置のきっかけは、被虐待児への施設の対応としての人の配置であるが、被虐待児を含む施設入所児童の自立にとって、その家庭関係が大きな意味を持つために「早期家庭復帰を目指す」ことを名目とした「人員増」としてのFSWの配置である。施設側が入所児童の最善の利益に適う立場において、この人員増を捉えるときに、（1）の中身の重要さを認識するのは当然と思われる。これは、まさに施設が子どもとその親との関わりの直接の場にいながら、児童相談所の権限として、施設の親子関係調整の取り組みを軽視されてきたことに対し、今こそ施設ならではの親子への援助の内容作りが

求められており、また、それを実質的に実行できる見込みを感じていることが明らかであるからである。その点では、（2）の児童相談所の姿勢に対する施設の不信感は否めない。児童相談所の主導でFSWとの関わりを研修し強めていくとしている報告が調査結果には現れているが、それは、どうもある県に限られているようである。児童相談所の児童福祉司や心理士等に施設のFSWが認知されているのか極めて疑わしいと思われる結果が現れている。また、一方では、施設のFSWに家庭関係調整を預けてしまうという逆に極端な報告も見られる。このことから言えることは、児童福祉司と施設のFSWの関係を法的レベルあるいは行政的レベルで明確にすべきとなる。（3）は、以上の2点に関連して意味を持つものもある。児童の最善の利益とそれを保障する役割として新たな位置づけがされるときに、この職務は専門職たる内容を持つことができる。施設がその職務の実行において、専門職たる実績を積み確立していく努力を行うのか。人員増として施設職員の中に埋もれさせてしまうのかが問われるものであろう。FSWは、この点から考えると、専門職としての将来性は施設にゆだねられたものであり、施設がこの職を生かすのかどうかに施設の将来性まで含んだ意味を持っていると考えることができる。

以上のことから、第1次、第2次の調査を行って、言えることは、名目的にはっきりとした専門性に位置づけられたFSWを実質的な専門職として発展させるかどうかが、施設には問われており、その実践が専門職としての権限や位置づけに反映するものであると考えられること。よって、施設が専門職としての確立のためにそれぞれのFSW像を求めていくことの大切さ、FSWの横のつながりの中で「FSWの専門性」を社会的に認めさせていく取り組みを進めていくことの重要性をこれらの調査は明らかにしたと考えられる。

なお、調査は、第1次の調査に引き続き、全国のすべての乳児院（119箇所）児童養護施設（558箇所）に、アンケート用紙を配布した。この時、

表1 FSWの配置状況

△	乳児院		養護施設	
	数	割合	数	割合
配置	54	100%	223	97%
専任	33	61%	61	27%
兼任	20		162	73%
不明	1		0	
配置ない	0	0%	8	3%

第1次調査の結果報告書を同封した。回答を得たのは、乳児院55箇所(46.2%)、児童養護施設231施設(41.4%)であり、あわせると、42.25%の回収率である。

FSWの配置状況は、表1の通りである。1年前の配置状況と比較すると、乳児院では95%から100%に、児童養護施設では、89%から97%へと明らかに配置が進んでいる。専任の比率については、昨年度の調査と大きな変化は見られない。

1施設あたりの配置数は、乳児院では複数配置の2施設ともに兼任の配置で、児童養護施設では、3人とも専任、2人とも専任が各1施設。2人のうち1人専任、1人兼任が1施設、兼任で2人が3施設、兼任で3人が2施設、兼任で6人が1施設である。6名の配置を行っている施設は、指導員が兼務しており、15ケースを分担してもち、そのケースの家庭支援についての中心的役割を果たすこととしているとのことである。

調査の全体結果は、別に報告書として2007年6月に作成し、協力の施設に配布する。また、2007年度には、家庭支援専門相談員の配置により今後の専門職としての方向、及び、児童福祉における「子ども家庭」の重要性から、今後の児童福祉における中心的な内容となるであろう家庭支援に提言を行う内容の出版物として、資生堂社会事業財団の援助をえてまとめる予定である。

公立小学校英語教育特区の分析から見た学童期の英語教育

保育科 瀧 口 優

本研究は2004年度よりスタートした小学校英語教育特区の分析を通して、学童期の英語教育の在り方について研究するものである。2005年度に特区1年目の状況を全国4地域について分析しましたが、その後の展開を踏まえて、学童期の英語教育の可否、及び進め方について展望を見出すことをめざした。

初年度には特区協力地域との連携を目指して協議をすすめてきたが、長野県下諏訪町との関係はできたものの、東京都荒川区については一切の調査を受け付けないので教員の一部との連携をもってすすめてきている。したがって当初予定した予備調査ができず、面接による調査のみに終わっている。

これまでの調査によれば、同じような小学校英語教育特区に選ばれながら、選ばれた自治体の方針や姿勢の違いによって、1年目で生じた差異が、更に大きく広がっていることが推察される。この状況をデータとしてつかむと同時に、英語教育の在り方についてまとめることが今こそ求められている。

2007年度は、教員を対象にした調査を先行させ、実際に3年間授業を行なってきた教員が、どのような問題に直面し、どのような成果をあげてきたのか、その際の根拠は何であったのかをつかみ、子どもや保護者の様子からどのような英語教育が望ましいのかを明らかにしたい。

なお英語教育に関わってきた立場から、諸外国